

南流山地域の住民の皆様へ

7丁目・8丁目 ゾーン30指定について

南流山7丁目・8丁目交通安全協議会

会長 牧野欽治 流山市南流山7-17-8

南流山住民の命と安全な生活を守る為の「ゾーン30規制」による交通安全対策が早急に達成される様、地域住民の皆様のご理解、ご協力、ご支援を宜しくお願い申し上げます。

激増する南流山の交通量

日々のニュースでは「通学中の小学生の列に自動車が突っ込み、死傷事故」といった見出しが後を絶ちませんが、私たちの住む地域でも過去に痛ましい事故が一度ならず発生しており、他人ごとではありません。

ここ数年で南流山7丁目・8丁目においても、通過する車両の数が激増していることに皆様お気づきでしょう。特に流山橋への抜け道として使われる通りを走り抜ける車両の数と速度は看過できないものがあります。

さらに、今後予想される人口・車両数の増加、大型商業施設の建設などによる状況の悪化が懸念されます。

南流山7丁目・8丁目交通安全協議会の結成

このような実情を心配する方たちからの要望を受け、平成24年6月に「7丁目・8丁目の交通問題を考える会」が発足しました。この会は6回の会合を重ね、同年11月に流山市議会に対して陳情書を提出。市議会は満場一致でこの陳情を採択しました。

これを機に、地元住民、自治会、PTA、流山警察、市道路管理課、教育長から成る新たな組織「南流山7丁目・8丁目交通安全協議会」が結成されました。

時速60km以上で走っている車もいるんだ！



子供の通学が心配だわ。。。。

休みの日は朝から晩まで車が通ってうるさいんだよ。

ゾーン 30 指定に向けて

その後、5回の会合を経て、南流山7丁目・8丁目を「ゾーン30規制地域」に指定し、様々な交通規制をかけることが最良の対策の一つであろうとの結論に至りました。

その実現に向けて、市も予算化に動いています。「南流山7・8丁目交通安全協議会」では、今後、住民が安心して安全に暮らせる環境を整備すべく、ゾーン30に絡めた具体的な対策を考案していく予定であります。

ゾーン30規制地域となることで、時速30kmの速度規制、道幅の縮小・蛇行・狭窄等の工事が行われます。これらの対策の実施にあたっては、住民の皆様のご理解とご協力が必要不可欠と考えております。

ゾーン30 想定地域 (内を想定)



ゾーン 30 って何?

(警察庁交通局による「ゾーン 30」の概要から抜粋)

「ゾーン 30」とは?

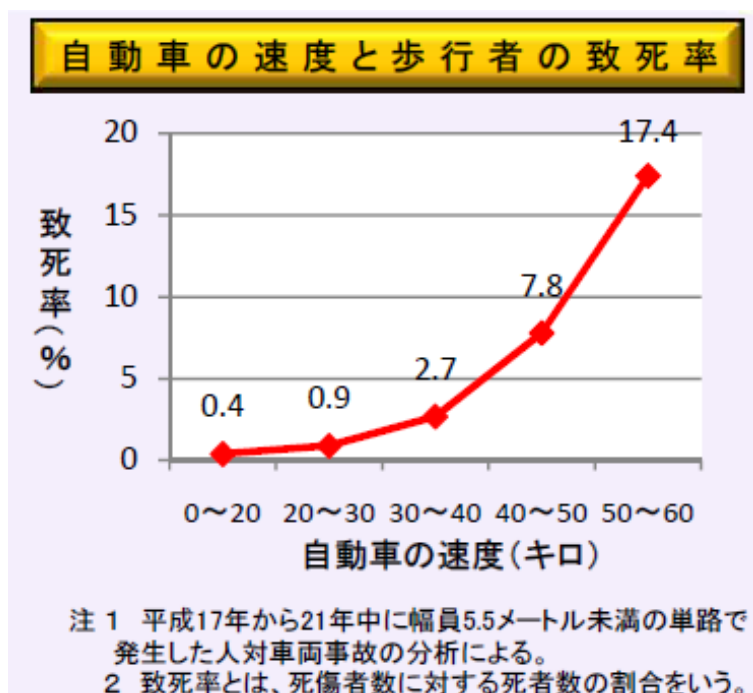
生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域(ゾーン)を定めて時速 30 キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策です。

「ゾーン 30」の速度規制は、一般的な速度規制とどう違うのですか?

速度規制は個々の道路(路線)ごとに実施するのが一般的ですが、「ゾーン 30」では、区域を定めて速度規制を実施することで、対象区域内の道路すべてに 30 キロの速度規制が適用されることとなります。(「道を一筋変えれば規制が外れる」ことを防止)

なぜ 30 キロ規制なのですか?

下のグラフのとおり、自動車と歩行者が衝突した場合、自動車の速度が時速 30 キロを超えると、歩行者の致死率が急激に上昇します。このため、生活道路を走行する自動車の速度を 30 キロ以下に抑制することとしたものです。

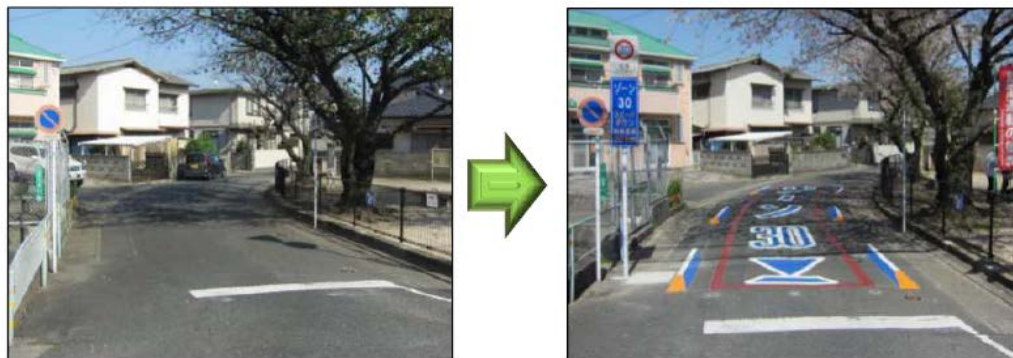


「ゾーン30」における主な対策内容

対策のポイント

- 1) ゾーン内における走行速度の抑制
- 2) 通過交通（抜け道としての通行）の抑制・排除

「ゾーン30」における整備事例



ゾーン入口の明示



車道幅員の縮小

他にも、標識による規制を補完するため、道路を屈折させる「クランク」、蛇行させる「スラローム」、路面を盛り上げる「ハンプ」他の様々な物理的規制を適宜組み合わせて採用していくことが考えられています。

<付録> 歩行者・自転車も交通ルールを守り、自分自身を事故から防ぎましょう。

・飛び出さない、・人は右、自転車は左側通行、・夜間は自転車のライトを点ける

※自転車は「車輛」です。悪質な違反は処罰されます。